四 国 森 林 管 理 局　分 収 林 評 価 委 員 会
令和５年度（第１回）議事概要

１　日　　時　令和５年７月１８日（火）１３時３０分～１６時００分

２　開催場所　四国森林管理局 ６階 会議室

３　出 席 者

委　　員　委員長
委　員２名　計３名

事 務 局　森林整備部長、森林整備課長、森林整備部企画官、
森林整備課課長補佐、資源活用課課長補佐、分収林係
四万十森林管理署:森林技術専門官、総括森林整備官、
主任森林整備官２名
安芸森林管理署:総括森林整備官、主任森林整備官２名

４ 議事概要

四国森林管理局及び四万十森林管理署、安芸森林管理署より、立木評価に係る事業費算出の考え方等、国による持分買受け価格の算定方法等について説明後、委員による審議の結果、適正に評価されていると判断されました。

≪審議で出された主な意見等≫

① 用材利用について

委　員）カシ、ミズメ、サクラの広葉樹は、民有林では用材として需要はないが、原木市場などでの国有林材は用材とした利用があるのか。

事務局）資料内の広葉樹は支障木として発生するくらいであるため、その用途はほぼパルプ材である。

② 森林作業道の詳細について

委　員）森林作業道を開設されているが、標準断面仕様等の詳細を示されたい。

事務局）次回から、標準断面仕様等を記載する。

③ 評価額の算定について

委　員）立木単価について、何か基準となるものがあるのか。

事務局）一つの因子だけではなく、例えば枝の枯れ上がりがないか、植栽の間隔などの因子による山の状態を確認して算出している。

委　員）本案件の評価額の算定については、欠点となる材が無く、価格が下がる因子も無かったと理解して良いか。

事務局）欠点のある場合には低質材とし、一般材と低質材に分けていることから、評定内容で問題の無いものである。

④ 既分収額の対応について

委　員）既分収額の記載について、本案件は一度審議されていると考えて良いか。

事務局）本案件は、平成２９年度第２回委員会で評価した物件を今回再度審議している。

委　員）次回より、審議された日付けを記載されたい。

事務局）了解。